○経済産業省令第二十号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二十条第二号を実施するため、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令の一部を改正する省令

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（平成二十二年経済産業省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条の二　需要開拓支援法人は、法第二十条第二号の情報の提供を行うに当たり、エネルギー環境適合製品（事業の用に供されるものに限る。以下この条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、その情報の提供により普及が促進されることにより、エネルギーの安定供給の確保又は環境への適合に著しく寄与することが見込まれるものとして経済産業大臣が定めるものについて、他のエネルギー環境適合製品に優先して積極的に情報を収集して行うものとする。	**第三条の二**　需要開拓支援法人は、法第二十条第二号の情報の提供を行うに当たり、エネルギー環境適合製品（事業の用に供されるものに限る。以下この条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、その情報の提供により普及が促進されることにより、エネルギーの安定供給の確保又は環境への適合に著しく寄与することが見込まれるものとして経済産業大臣が定めるものについて、他のエネルギー環境適合製品に優先して積極的に情報を収集して行うものとする。
一～三　［略］	一～三　［略］
四　法第二条第三項第五号に掲げるエネルギー環境適合製品であって、前三号に掲げる製品のいずれかにエネルギーを充てんするため又は第一号に掲げる製品の利用を高度化するために用いられるものであること。	四　法第二条第三項第五号に掲げるエネルギー環境適合製品であって、前三号に掲げる製品のいずれかにエネルギーを充てんするために用いられるものであること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十一号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条第一項、第十五条第一項及び第十六条に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　［略］	**第一条**　［略］
2～11　［略］	2～11　［略］
12　この省令において「資産保有型会社」とは、一の日において、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上である会社をいう。	12　この省令において「資産保有型会社」とは、一の日において、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上である会社をいう。
一　［略］	一　［略］
二　当該一の日における次に掲げる資産（以下「特定資産」という。）の帳簿価額の合計額	二　当該一の日における次に掲げる資産（以下「特定資産」という。）の帳簿価額の合計額
イ～ニ　［略］	イ～ニ　［略］
ホ　現金、預貯金その他これらに類する資産（次に掲げる者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。）	ホ　現金、預貯金その他これらに類する資産（次に掲げる者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。）
（1）　第一種経営承継受贈者（第六条第一項第七号トの第一種経営承継受贈者をいう。次号及び第六条第一項第七号ハ（3）において同じ。）	（1）　経営承継受贈者（第六条第一項第七号トの経営承継受贈者をいう。次号において同じ。）又は経営承継相続人（同項第八号トの経営承継相続人をいう。次号において同じ。）
（2）　第一種経営承継相続人（第六条第一項第八号トの第一種経営承継相続人をいう。次号において同じ。）	